

## 警察官等の礼装の実施について（例規）

〔昭和49年2月22日〕  
〔兵警装例規第6号〕

警察官の礼装の実施について下記のように定め、昭和49年3月5日から実施する。

### 記

#### 第1 趣旨

警察官等の服制規程（平成7年兵庫県警察本部訓令第1号）22条の規定に基づき、警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）の礼装の実施について必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 定義

この要領において「常装」とは、制服、制帽、制服用ワイシャツ、ネクタイ、ベルト及び靴を着用し、階級章（交通巡視員にあつては交通巡視員章）及び識別章を着装した上、次に掲げる区分により、それぞれを着装又は携帯した状態をいう。

- (1) 警察官にあつては、帯革、けん銃、警棒及び手錠
- (2) 男性交通巡視員にあつては、警笛つりひも及び夜光白色帯革
- (3) 女性交通巡視員にあつては、警笛つりひも及びショルダーバッグ

#### 第3 警察官等の礼装

警察官等の礼装は、礼服を着用するものとする。ただし、常装に白手袋を着用し、又は略礼服を着用して礼装に代えることができる。

#### 第4 礼装の服制

##### 1 礼服の服制

礼服の服制は、別表第1のとおりとする。

##### 2 略礼服の服制

略礼服は、制服（夏服を除く。）に礼肩章及び飾緒（以下「礼肩章等」という。）を着装するものとし、礼肩章等の服制は別表第1の、形状、寸法、装着位置等は、別表第2のとおりとする。

#### 第5 礼服の着用期間

##### 1 礼服の着用期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 冬礼服 10月1日から翌年の4月30日まで
- (2) 夏礼服 5月1日から9月30日まで

##### 2 総務部装備課長（以下「装備課長」という。）は、気象その他の理由により必要があると認めるときは、前記1の着用期間を伸縮することができる。

#### 第6 礼装をする場合の基準等

警察官等が礼装をする場合は、警察本部長（以下「本部長」という。）又は行事等

を主催し、若しくは主管する所属長が決定する。

## 第7 礼装に伴う特例

警察官等が礼装をする場合は、本部長又は第6に定める所属長が特に指示する場合を除き、次によるものとする。

### 1 警察官が礼服を着用した場合

- (1) 帯革、けん銃、警棒及び手錠は、着装しないこと。
- (2) 弔意を表す場合は、飾緒を取り外し、黒色又は紺色のネクタイを着用し、喪章を左腕に装着すること。
- (3) 白手袋を着用すること。
- (4) 警察勲功章等は、定められた位置に装着することができる。

### 2 略礼服により礼装に代える場合

- (1) 次に掲げる区分により、それぞれの着装又は携帯を省略するものとする。
  - ア 警察官にあつては、帯革、けん銃、警棒及び手錠
  - イ 男性交通巡視員にあつては、警笛つりひも及び夜光白色帯革
  - ウ 女性交通巡視員にあつては、警笛つりひも及びショルダーバッグ
- (2) 弔意を表す場合は、礼肩章のみを装着し、喪章を左腕に装着すること。
- (3) 白手袋を着用すること。
- (4) 警察勲功章等は、定められた位置に装着することができる。

### 3 常装に白手袋を着用して礼装に代える場合

- (1) 次に掲げる区分により、それぞれの着装又は携帯を省略するものとする。
  - ア 警察官にあつては、けん銃、警棒及び手錠
  - イ 男性交通巡視員にあつては、警笛つりひも
  - ウ 女性交通巡視員にあつては、警笛つりひも及びショルダーバッグ
- (2) 弔意を表す場合は、喪章を左腕に装着すること。
- (3) 警察勲功章等は、定められた位置に装着することができる。

## 第8 礼服等の保管

1 警察本部に礼服及び礼肩章等（以下「礼服等」という。）を備え付け、装備課長において保管するものとする。ただし、装備課長は、必要により、他の所属長にその保管を依頼することができる。

2 装備課長は、常に保管に係る礼服等の保守、整備に努めるものとする。

## 第9 礼服等の借用及び返納

1 警察官等は、礼服等を必要とするときは、理由を付して当該所属長に借用を申し出るものとする。

2 所属長は、礼服等を必要とするとき、又は所属職員から礼服等の借用の申出があった場合で、その必要があると認めるときは、警察官等に対する被服の支給及び装

備品の貸与に関する規則（昭和41年兵庫県公安委員会規則第7号）第7条第2項ただし書の規定により、借用申請を行うものとする。

3 本部長は、前記2の規定による借用申請に相当の理由があると認めるときは、当該申請に基づく礼服等を貸し出すものとする。

4 礼服等を借用した所属長は、使用後速やかに本部長に返納するものとする。

#### 第10 弁償

保管又は借用に係る礼服等を故意又は重大な過失によりき損し、又は紛失した者は、その代価として、補修又は購入に要する金額を弁償しなければならない。